

## 旅行条件書（海外・国内手配旅行）

この旅行は、株式会社カブ&ピース（以下「当社」といいます。）が手配するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約を締結することになります。

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」であり、また、手配旅行契約が成立した場合には、同法第12条の5に定める「契約書面」の一部として取り扱います。

### 第1条 手配旅行契約

- (1) 「手配旅行契約」とは、当社が、当社または当社が手配の全部もしくは一部を代行させた者（以下「手配会社」といいます。）が提携する宿泊機関の提供する宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）を媒介により手配することをお客様から引き受ける契約をいいます。
- (2) 本旅行条件書の対象となる旅行サービスは、当社または手配会社が提携する本邦内又は本邦外の宿泊機関の旅行サービスとします。
- (3) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配を行ったときは、満員、休業、条件不適等の事由により、宿泊機関との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社の債務の履行は終了したものとします。
- (4) 当社は、宿泊機関または手配会社が管理する予約在庫情報に基づき旅行サービスの手配を行います。当該在庫情報の更新遅延その他当社の関与し得ない事由により、予約が成立しない場合があります。

### 第2条 旅行の申し込みと手配旅行契約の成立時期

- (1) 当社と手配旅行契約を締結しようとするお客様は、当社が運営する旅行予約サービスKABU&トラベルのサイト（以下「当サイト」といいます。）において、当サイトの予約申込ページ（以下「予約申込ページ」といいます。）に表示された申込内容、本旅行条件書、当社の[旅行業約款](#)、[KABU&トラベル利用規約](#)（以下「当規約」といいます。）、その他当サイトに表示される内容に同意のうえ当社所定のオンライン入力方法により予約の申し込みを行うものとします。
- (2) 手配旅行契約は、前項の予約申込みを行い、当該予約申込みを当社が承諾した時点（当サイト上でお客様に予約番号を表示した時点または当該予約完了を通知するメールが到達した時点のいずれか早い方）で成立します。
- (3) 当社は手配旅行契約の成立を条件に、予約内容に応じた宿泊機関の手配を媒介により行うものとします。

- (4) 当社は、手配旅行契約の締結に関し、旅行業法第12条の4第2項に定める取引条件の説明書面および同法第12条の5第1項に定める契約内容を記載した書面の交付に代えて、当サイトの所定のページに掲示する方法でこれらの書面に記載すべき情報を提供するものとし、お客様はこれを予め承諾するものとします。

### 第3条 申し込み条件

- (1) 当社は、以下の事項を当サイトの予約内容提示画面に表示するものとし、その記載は本旅行条件書の一部を構成するものとみなします。
1. 宿泊機関および宿泊サービスの内容
  2. 旅行日程
  3. 旅行代金（弊社が手配する宿泊サービスにかかる宿泊料その他の宿泊機関に対して支払う費用（以下「宿泊料金」といいます。）であって、予約申込ページにおいて「支払い金額」として表示される料金をいいます。以下同じ。）
  4. 宿泊機関が提示する取消料（以下「キャンセル料金」といいます。）、手配旅行契約の変更または取消の条件
  5. 旅行地における安全確保または衛生に関する特別な注意事項があるときは、当該事項
  6. その他の旅行条件
- (2) お客様が申し込み時点で未成年者である場合は、法定代理人の同意を得たうえで申し込みを行ってください。なお、訪問国の法令等によっては、未成年者（アメリカへ入国の場合は21歳未満）のみでの旅行・宿泊はお受けできない場合があります。
- (3) 健康を害している方、身体に障害のある方、食物アレルギーのある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、その他特別な配慮を必要とする方は、予約申し込み時にお申し出ください。当社へご連絡いただいた場合は手配会社又は宿泊機関にその旨を伝達いたします。この場合、手配会社又は宿泊機関がお客様のために講じた特別な措置に要する費用に関する請求が発生した場合の当該費用はお客様の負担とします。
- (4) 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。
1. 第5条の通信契約を締結するにあたり、利用しようとする第4条1項のクレジットカード等が無効である等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を当社が提携するクレジットカード会社のカード会員規約等に従って決済できないとき。
  2. お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
  3. お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

- 4.お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- 5.お客様がサブアンド会員利用規約に違反し、または違反するおそれのある行為
- 6.お客様に当社規約第13条に定める行為のいずれかに該当する行為が認められた場合
- 7.その他当社の業務上の都合があるとき。

#### **第4条 旅行代金の支払い**

- (1) お客様は、旅行代金を、当サイト上でクレジットカードその他のキャッシュレス決済手段（以下「クレジットカード等」といいます。）を用いて宿泊機関に支払う（以下「事前決済」といいます。）ものとし、ます。
- (2) 当社はお客様と次条に定める通信契約を締結したときは、当社が提携するクレジットカード会社のカードにより、所定の伝票への当該カード会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。
- (3) 本条第1項にかかわらず、予約申込ページにおいて宿泊料金に含まれていないもの（入湯税・地方自治体が定める宿泊税・リゾート料金・観光税など当サイトにおいて現地通貨で表記している料金、宿泊機関において別途注文した飲食物・サービスの代金等が含まれますがこれに限りません。以下「対象外代金」といいます。）は、宿泊機関等対象外代金を請求する第三者に直接支払うものとなります。なお、当サイト上で表示される対象外代金は、予約申し込み時点での概算の金額を予約申し込み時点でのレートで参考として表示しているものであり、宿泊機関で実際に請求される金額と異なる可能性があります。
- (4) お客様が事前決済において利用できるクレジットカード等はお客様本人名義のものに限るものとし、他人のクレジットカード等の利用または虚偽のクレジットカード情報等の入力その他の不正行為をしてはならないものとします。当社は、お客様が不正行為をした場合、これにより生じた損害の賠償をお客様に求めることができます。
- (5) お客様が事前決済に利用したクレジットカード等につき、クレジットカード会社（決済代行会社等、当該事前決済に関与する事業者を含みます。以下「カード会社等」といいます。）等が何らかの理由でその利用を拒否した場合または前項の不正行為に該当すると当社が判断した場合、当社は、お客様の承諾を得ることなく、予約の取り消し（以下「キャンセル」といいます。）その他の必要な措置を講ずることができるものとします。なお、当該措置によってお客様に損害が生じたとしても当社は一切の責任を負わないものとします。
- (6) 前項の場合において、事前決済が未了であるにもかかわらず宿泊機関の利用がなされた場合は、当社が別途指定する銀行口座に宿泊料金相当額を振り込むものとします。なお、振込手数料はお客様負担とします。

## 第5条 通信契約

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けることを条件に、インターネット等の通信手段による手配旅行契約（以下「通信契約」といいます。）を締結します。
- (2) 通信契約の申し込みに際し、会員は「カード名義」「カード番号」「カード有効期限」等を当社所定の方法により入力するものとします。
- (3) 通信契約は、第2条2項の手配旅行契約の成立と同時に成立するものとします。
- (4) 通信契約における「カード利用日」（会員および当社が旅行代金の支払いまたは払い戻し債務を履行すべき日）は以下のとおりとします。  
会員が支払うべき旅行代金の支払い：手配旅行契約の成立日。  
会員が支払うべき追加費用の支払い：当社が会員に追加費用として支払うべき金額を通知した日。  
当社からの宿泊料金の払い戻し：当社が払い戻すべき金額をお客様に通知した日。
- (5) 当社は、お客様のクレジットカードで決済できない場合、手配旅行契約及び通信契約の締結をお断りし、または成立後の手配旅行契約を解除することがあります。
- (6) 当社が提携するクレジットカード会社であっても、手配会社によっては取り扱いができない場合があります。

## 第6条 手配旅行契約の変更

- (1) 手配旅行契約成立後は、内容を変更することはできません。変更が必要な場合は、次条に従って予約のキャンセルをした後に、新たな予約をする必要があります。新たな予約のためにキャンセルする場合を含めいかなる予約のキャンセルも、キャンセル料発生の対象となります。
- (2) 前項で新たに予約および従前の予約のキャンセルをしたことによって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。また、予約のキャンセルをしたことにより宿泊機関に対するキャンセル料が発生する場合、当該キャンセル料はお客様の負担となります。

## 第7条 手配旅行契約の解除等

### (1)【お客様による任意解除】

1. お客様は、本サービスを利用して旅行サービスの予約を成立させた後に当該予約のキャンセルを行う場合は、当サイトの当社指定の方法にて予約のキャンセル手続を行うものとします。
2. 予約のキャンセルが成立するのは、当社からのキャンセル完了メール送信時点であり、宿泊機関（または宿泊機関の個別の宿泊プラン）によってキャンセル手続の受付期限が異なる場合があります。お客様は、当サイト上で掲示する宿泊機関のキャンセルポリシーを必ずご確認ください。なお、当該提

示キャンセルポリシーは、原則として宿泊機関の約款に基づくものですが、宿泊機関との特約により当該約款と異なる場合があります。この場合には、提示キャンセルポリシーを優先するものとします。

3. お客様は、前項に基づきキャンセル手続を行った場合、当サイト上で掲示する宿泊機関のキャンセルポリシーに基づき、次項に従ってキャンセル料を宿泊機関に支払うものとします。お客様が前項に基づくキャンセル手続を行うことなく、予約に従って宿泊機関を利用しなかった場合（以下「無断キャンセル」といいます。）も同様とします。
4. キャンセル料が発生した場合、当社は宿泊機関に代わって、お客様に対してキャンセル料相当額を請求し、お客様は事前決済に利用されたクレジットカード等にてこれを支払うものとします。なお、当該クレジットカード等につき、カード会社等が何らかの理由でその利用を拒否したことによりキャンセル料相当額の決済ができなかった場合、お客様は、当社が別途指定する銀行口座にキャンセル料相当額を振り込むものとします。なお、振込手数料はお客様負担とします。
5. 前項の場合において、キャンセル手続のタイミング等の関係で、実際に発生したキャンセル料を超えて当社がキャンセル料相当額を請求して決済が行われた場合、当社は当該超過額を遅滞なくお客様の指定する銀行口座に振り込む方法でお客様に返金いたします（振込手数料は当社負担とします。）。なお、お客様が指定できる銀行口座は本人名義のものに限ります。また、当該超過額に利息は付されないものとします。
6. キャンセル料発生時の基準時刻は、当該宿泊機関の所在地の現地時間とします。

#### (2)【お客様の責に帰すべき事由による解除】

当社は、お客様が第3条第5項（契約締結の拒否事由）のいずれかに該当することが判明したとき、手配旅行契約を解除することがあります。この場合発生するキャンセル料金はお客様の負担とします。

#### (3)【当社の責に帰すべき事由による解除】

当社の責任によりの手配が不可能となったときは、お客様は手配旅行契約を解除することができます。この場合、当社は、この場合、弊社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用またはこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

### 第8条 当社の責任

- (1) 当社の責任の範囲は、特段の定めがある場合を除き、第1条第1項及び第2項に記載した手配行為に限定します。
- (2) 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社または当社が手配を代行させた手配会社が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

- (3) 当社は、お客様が天災地変、戦乱、暴動、宿泊機関のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配会社の関与し得ない事由による損害を被った場合、その損害を賠償する責任を負わないものとします。
- (4) 手荷物について生じた第2項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行は14日以内、海外旅行は21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます）として賠償します。

## 第9条 お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は、その損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、宿泊機関において速やかにその旨を当社、手配会社または宿泊機関に申し出なければなりません。

## 第10条 渡航手続き等・保健衛生・海外危険情報

- (1) 宿泊機関の所在する国・地域への渡航のため必要な手続（査証、各種証明書等の取得、出入国手続に要する書類の作成等を含みますが、これらに限られません。）、有効期限内の旅券の準備などは、お客様ご自身の責任において行っていただくことになり、当社は、これらの手続等について代行その他のサービス提供は行いません。
- (2) 渡航先国・地域が要求する旅券の残存期間や査証の要否等の条件については、お客様の責任において、当該国の大使館・領事館等で直接ご確認ください。日本国籍以外の方は、自国の領事館および入国管理事務所にて再入国手続き等の条件を併せてご確認ください。
- (3) 宿泊機関の所在する国・地域によっては、危険情報、感染症危険情報その他の海外安全情報が出されている場合があります。詳細は、外務省の「[海外安全ホームページ](#)」および厚生労働省の「[海外渡航者向け感染症情報等のFORTH](#)」をご確認ください。また、海外安全情報に関するメール、渡航中の緊急時の連絡、安否確認、支援などが受けられる外務省の海外安全情報配信サービス「[たびレジ](#)」のご利用もご検討ください。

## 第11条 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行申込みの際に提供された個人情報について、別途定める当社の「[プライバシーポリシー](#)」に従い取り扱うものとし、お客様はこれに同意するものとします。また、当社が本サービスの提供の

ために提携するパートナー企業であるExpedia, Inc.が、当該個人情報を、[同社の利用規約](#)及び[プライバシーステートメント](#)に従い取り扱うことにつき、お客様は、これに同意するものとします。

- (2) 当社は、旅行申込みの際に提供された個人情報について、お客様との連絡、および宿泊機関の提供するサービスの手配・受領の手続きその他前項のプライバシーポリシーに記載された目的のために必要な範囲内で利用します。また、これらの手配のために必要な氏名等の情報を、手配会社及び宿泊機関に対し電磁的方法等により提供することにお客様は同意するものとします。

## **第12条 旅行保険(任意)への加入のおすすめ**

### **(1) 【海外旅行保険】**

海外旅行中に病気やけがをした場合、多額の治療費や移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行保険に加入されることをおすすめします。

### **(2) 【国内旅行傷害保険】**

国内旅行につきましても、安心してご旅行いただくため、適切な国内旅行傷害保険への加入をおすすめします。

- (3) 前二項いずれの保険も、その加入の要否はお客様ご自身の責任においてご判断いただくものであり、加入手続きおよび保険料の支払いについても、お客様ご自身の責任と費用負担で行っていただく必要があります。未加入の場合や保険金の支払い対象外となる事象が発生した場合や保険会社との間で行われる一切の折衝等旅行保険に関する事項について、当社は一切責任を負いません。

## **第13条 (この取引条件説明書面に定めのない事項)**

- (1) 本旅行条件書に記載した事項（予約内容提示ページおよび予約確認ページに記載された第3条第1項各号の事項を含みます。以下、本条において同じです。）に定めのない事項は弊社旅行業約款の手配旅行契約の部によります。
- (2) 当社の旅行業約款と本旅行条件書との間で内容に齟齬が生じた場合は、本旅行条件書の定めを優先して適用するものとします。
- (3) 宿泊機関が旅行中にお客様に提供する宿泊サービスについては、当該サービス提供をする宿泊機関の約款が適用されます。当該サービス提供者の提供内容に関して、特約により、本旅行条件書に記載した事項と、当該サービス提供者の約款の記載事項が異なる場合は、本旅行条件書を優先します。

制定日 2026年5月1日

本社営業所

株式会社カブ&ピース

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号

東京都知事登録旅行業 第3種 第8946号

一般社団法人 日本旅行業協会会員

総合旅行業務取扱管理者 鈴木 麻美

旅行条件等について不明点がある場合は  
旅行業務取扱管理者にお問い合わせください。